

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度真駒内駅前地区における景観デザインガイドライン作成業務
発 注 課	札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
選 定 事 業 者	歴史地域未来創造 株式会社 やまチ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、真駒内駅前地区の土地利用再編の方向性を前提とした良好な景観を誘導するため、令和5年度に実施した「真駒内駅前地区における景観配慮の手法例検討業務（以下「検討業務」という。）」において示された景観配慮の手法例を基に、前提条件の変化等に合せた手法例の精査及び深度化を図り、その内容をわかりやすく伝える景観デザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成するものである。本業務は過年度の業務成果を土台として行うものであることから、業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種の業務経験を有するなど、履行に必要なノウハウ等を有するだけでなく、過年度業務実施当初の前提条件及び業務の検討内容を十分に理解することが不可欠であり、併せて、地域特性、真駒内駅前地区全体のまちづくりに係る検討経緯や論点等についても把握する必要がある。 当該ガイドラインは、真駒内駅前地区地区計画等が令和7年3月7日に都市計画決定され、業務に必要な仕様が令和6年度末に整ったところであり、令和8年度に予定されている真駒内駅前地区A街区における開発事業者の募集にあたり、準拠を求める要件となることから、令和7年度内に策定する必要がある。 これまで、真駒内駅前地区全体のまちづくりの取組は地域の理解を得られるよう関係を深めてきたところであり、取組の一つとなる当該ガイドラインの作成についても、地域の理解が不可欠となっている。当該地区の景観に関しては地域の関心も高く、土地利用再編の計画の詳細が明らかになるにつれて不安の声が高まってきたことから、今後、地域の協力を得ながら同地区のまちづくりの推進を図るためには、地域の声に真摯に向き合う姿勢を示すべく、早期に案を提示し、理解を深めてもらうとともに、十分に意見を聴くための期間が必要である。 その意見の反映検討の期間も考慮すると夏頃には案の提示が必要であり、極めて短期間で案を作成する必要がある。ガイドラインの当初案（概要）の作成には、前提条件の整理・把握をはじめとする諸条件を十分踏まえた検討が必要であることから、本業務を的確かつ確実に履行できるのは過年度の検討業務を行った当該事業者において他にいない。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号